

## 「最近の中小企業を取巻く経済情勢」

東北財務局盛岡財務事務所

所長 三浦 孝次



サブプライムローン問題に端を発した世界経済の減速は、「原油・原材料価格高騰」から「米国大手証券会社の経営破綻等による金融不安」に広がり、日本経済にも深刻な影響が懸念されております。

県内の経済動向をみても、景気の減速感は強くなってきており、当事務所が9月24日に発表した第18回法人企業景気予測調査（20年7～9月期調査）によると、国内の景況判断BSは、全産業で52.5ポイントと拡大しております。調査対象企業の6割が中小企業であることから、原油・原材料価格の高騰で中小企業の収益が圧迫されていることが伺われます。

このような経済情勢のなか、政府は8月末に、「安心実現のための緊急総合対策」を発表しました。

具体的施策としては、「生活・雇用支援対策」などと並べて、「中小企業等活力向上対策」の項目を設け、中小・零細企業等への支援策を盛り込んでおります。

例えば、資金繰り対策として、中小・零細企業金融の円滑化や新たな保証制度（原材料価格高騰対応等緊急保証）の導入があります。

金融庁では、「緊急総合対策」に則り、「中小・零細企業向けの円滑な資金供給」を関係団体に要請するとともに、今後とも中小企業の皆様からご意見をお聴きし、実態を把握することとしております。

一方、県内の中小企業等の新たな動きの現状をみると、これまで培った技術や知恵により新分野へ進出した企業や、岩手県の豊富な資源に付加価値をつけて新たな商品を開発する動きなど、将来に向けての明るい話題もみられます。

例えば、省エネ・新エネ設備・技術等の導入では、「バイオマスの自然エネルギー」を使って発電する「グリーン電力」の取り組みや「次世代風力発電機」の普及などの精力的な取り組みがみられます。

また、自動車産業等の集積が著しい北上地域の地場企業の中には、共同で金型の開発に取り組み自動車産業への参入に成功している企業も出てきました。

景気の現状や先行きは厳しいとの見方が多いなかで、県内の中小企業に働く皆様が、その技術と知恵と岩手の資源を活かし、生産者・大学・金融機関そして行政とがこれまで以上に連携を強化して、新たな商品づくり・地域づくりに取組んでいかれることを期待しております。



### 第34回中小企業団体岩手県大会開催される

第34回中小企業団体岩手県大会が9月26日、盛岡市のホテル東日本において開催された。岩手県議会議長、岩手県商工労働観光部長をはじめ、関係機関から来賓多数のご臨席を得たほか、県下の組合代表者等総勢230余名の参加により盛大に開催された。

大会では、「即効性のある景気対策の実施」「中小企業対策予算の大幅増額」「中小企業活力強化のための税制改革」「地震被害対策の拡充強化」「地域振興とまちづくり支援の強化」「官公需の地元優先発注の拡大」の6つのスローガンを掲げた。

また、岩手県知事より岩手県商工業表彰の授与の他、本会会長より大会表彰として優良組合・組合功労者・優良青年部の表彰も併せて行った。その後、議案審議に入り、全議案を満場一致により採択し、岩手県中小企業青年中央会会長の佐藤康氏による大会宣言がなされた。

また、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県商店街振興組合連合会及び本会の4団体合同により、即効性のある景気対策、原油・原材料価格高騰対策等に関する特別決議が併せて決議された。

その後、政党県代表として、民主党・工藤堅太郎・岩手県連代表、自由民主党・柳村岩見・岩手県連総務会長、公明党・岩手県本部・小野寺好代表から挨拶があった。

なお、一般議案及び特別議案の概要は以下の通りで、国及び県等の関係機関に対しそれぞれ陳情要望を行なうこととした。



#### 【提出議案】 「国に対する要望」

##### 1. 中小企業対策、中小企業連携組織対策

- (1) 国は、中小企業が地域資源を活用した創業・経営革新・新連携・農商工連携・産学官連携等に積極果敢に取り組んでいけるよう、中小企業対策予算の大幅増額等、中小企業を積極的に支援していくための諸施策を更に拡充・強化すること。加えて、施策の活用を促し実効を挙げていくためには、中小企業組合等の連携組織を通じた支援が重要であり、この連携組織を支援・指導する唯一の組織専門支援機関である中小企業団体中央会の事業費及び指導體制の維持に係る予算措置が、地方自治体によって確実に実行されるよう、国は各都道府県に対して強力に働きかけること。
- (2) 「成長力底上げ戦略」の三本柱の一つである中小企業底上げ戦略の推進に当たっては、中小企業の経営力向上や付加価値向上等による生産性の向上を第一義とし、あわせて税制上の優遇措置等のあらゆる財政措置を講ずること。
- (3) 全国中央会を窓口とした全国枠以外の組合等への補助金については、地方の組合等の実態を十分に把握している各都道府県中央会を窓口とする取扱に戻すこと。

##### 2. 労働・社会保障制度改革

###### (1) パートタイマー労働者の非課税限度額の大幅な引き上げについて

中小企業の現場における繁忙期等の人員確保を円滑に行えるよう、パートタイマー労働者に対する所得税の非課税限度額及び社会保険の適用年収水準を大幅に引き上げること。

## (2) 人材育成について

中小企業の従業員や後継者の継続的なキャリア形成を体系的に支援するため、能力開発・教育訓練システムを整備・充実するなど、中小企業に対する人材育成支援を抜本的に強化すること。また、中小企業が中小企業組合等を活用して実施する従業員等の共同教育訓練に対する支援を拡充・強化すること。

## (3) 労働時間法制度について

労働時間法制度の見直しにあたっては、中小企業の経営・雇用管理等に重大な影響を及ぼすものであることから、その実態を踏まえ、業種・業態の特性を考慮した制度設計など、統一的・画一的なルールで拘束することにならないよう検討すること。

## (4) 最低賃金の引き上げについて

最低賃金の引き上げは、中小企業に与える影響が極めて大きいことから、中小企業の経営実態や支払能力を無視した引き上げは行わないこと。

## (5) 社会保障について

パートタイマー労働者への厚生年金の適用拡大を定めた「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(継続審議案件)は、中小企業の企業活力や雇用面に大きな影響を与えることから、適用範囲や猶予期間を見直すなど再度検討を行うこと。

## 3. 金融対策

### (1) 中小企業高度化事業について

金利負担の更なる軽減及び既往貸付の条件変更に係る各種要件緩和等、環境変化に対応した改善・見直しを行うとともに、診断等の借入手続きの一層の簡素化も併せて実施すること。

卸売業団地、工業団地及び商店街の組合員の倒産・廃業等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入れ替え等ができるようにするため、組合が一時的に買い取る場合の借入金に係る支援措置を講ずること。また一時取得に係る不動産取得税、登録免許税、消費税等について大幅な軽減策を講ずること。

## 4. 官公需対策

国及び地方公共団体は、官公需法や毎年閣議決定されている「国等の契約の方針」に基づき、中小企業者や官公需適格組合への発注の増大に努めること。

また、国等の発注については、ダンピング入札の排除措置として最低制限価格制度を導入し、適正価格での発注を行うこと。なお、採算を度外視したダンピングについては、独占禁止法上の「不当廉売」として厳正に対処すること。

## 5. 規制緩和の見直し

規制緩和の進展は、過度な競争状態を招いており、地域中小企業が衰退・混乱を引き起こしている実態を踏まえ、サービス・安全性の低下や雇用面の不安定化など中小企業に与える影響が大きい事業分野における行きすぎた規制緩和を見直すこと。

## 6. 環境・資源・安全対策

(1) 中小企業の連携組織が、ゼロエミッション事業を含めた3R推進事業(廃棄物の低減と再資源化)を構築促進するため、環境負荷低減のための技術開発、リサイクル事業に対して、税制上の優遇、助成等の支援策の更なる強化を図ること。

(2) 国及び地方公共団体は産廃等の最終処分場の建設を促進し、中小企業組合等が共同で産廃等を処理するための設備導入等に対する支援及び廃棄物の収集運搬に係る許可制度や手続きの簡素化等をより一層推進すること。

## 7. 中小物流業支援

(1) 燃料価格の上昇によるコストの増分を、別建ての運賃として設定する燃料サーチャージ制の導入については、個々の事業者の取り組みに任せるのではなく、時限的に国の管理下で燃料サーチャージ額を決定・導入する制度に改めること。

(2) 労働安全衛生法及びフォークリフト運転技能講習規程に基づくフォークリフト運転技能講習については、小規模・零細企業等の労務実態を勘案し、学科講習及び実技講習時間の短縮を図ること。

## 8. 中心市街地、商店街活性化対策

商店街の多様な社会的機能を有効に活用する観点から、商店街環境整備事業、新たな就業機会創出や少子高齢化等の対応事業に取り組む商店街振興組合等に対する支援策を拡充・強化すること。

## 9. 外国人研修制度

外国人研修制度の見直しについては、多くの中小企業が導入している団体管理型研修・技能実習制度の枠組みを維持するとともに、大企業・中小企業を問わず利用できる高度技能実習制度(再技能実習制度)を導入すること。なお、技能実習生の厚生年金加入については、年金制度となじむものではないので、全額免除とすること。

## 10. 中小企業関係税制対策

中小企業の積極的な事業展開を促進するために税制の改正が不可欠であることから、次の措置をとること。

(1) 法人税法上等の中小法人の定義を中小企業基本法に倣い資本金 3 億円とすること。

現行：税法における中小法人の定義は、資本金 1 億円以下の法人。

(2) 中小法人に対する法人税の軽減税率(現行 22%)の引下げ及び適用所得範囲(現行 800 万円まで)の引上げを行うこと。

(3) 中小企業に配慮した特別措置(国税の特別措置、地方税の特例措置)は継続延長すること。

(4) 消費税の税率の引上げは行わないこと。

(5) 法人事業税の外形標準課税については、資本金等 1 億円以下の法人への課税対象の拡大は行わないこと。

現行：資本金 1 億円超を対象

(6) 法人(資本金等 1 億円以下)の交際費の損金算入限度額(年間 400 万円までの支出額の 90%)の引上げを行うこと。

(7) 法人税基本通達 2-1-39 について、ポイントカード、商品券等に係る未引換分の収益計上時期規定の廃止若しくは延長等、同通達の見直しを行うこと。

(8) 固定資産税の負担軽減措置の強化を行うこと。

(9) 消費税の申告については、通常総会の開催を事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集する旨の定款規定により、法人税及び地方税同様に「1 ヶ月納税期限の延長による 3 ヶ月以内の申告延長の措置」を講ずること。

(10) 受取書及び領収書に係る印紙税を廃止すること。

商品・サービスの代金受領時に発行する領収書等に係る印紙税は、流通・消費段階での課税であり、商品・サービスの取引に対して課税される消費税との二重課税であることから廃止すること。

(11) 特殊支配同族会社の役員給与に係る損金不算入制度

平成 18 年度税制改正で導入された同制度については、平成 19 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用除外基準である基準所得金額が 1,600 万円(従前 800 万円)に引き上げられ、基準がやや緩和されたものの、多くの中小企業に過度な増税を強いており、早期に廃止若しくは同同族会社の要件を緩和すること。

## 「 県 対 する 要 望 」

### 11. 地域振興支援の拡充強化

県内中小企業等が更なる発展及び地域の産業振興が図られるよう、以下の地域振興支援を拡充強化すること。

1. 地震関係対策      2. まちづくり      3. 官公需      4. 地域振興      5. 中央会事業費の確保

なお、県要望の詳細は前月号の主要記事「平成 20 年度第 3 回理事会開催」に掲載済み。

## 「 中小企業活力強化・経済活性化に関する特別決議 」

1. 即効性のある景気対策、原油・原材料価格高騰対策      2. 中小企業対策予算の拡充強化  
3. 中小企業関連税制の改革      4. コンパクトで賑わいあふれるまちづくりの推進

## 岩手県商工業表彰(岩手県知事表彰)

### 団体(3組合)(敬称略・順不同)

宮古市末広町商店街振興組合 理事長 佐香英一  
山根林産企業組合 理事長 大石 繁  
いわて医師協同組合 理事長 眞瀬 静

### 個人(5名)

菅原 廣耕 岩手県ビル管理事業協同組合理事長  
平野 豊 北上金属工業協同組合理事長  
小山 茂 岩手県総合建設業協同組合理事長  
小山田周右 岩手県鉄構工業協同組合理事長  
伊藤 操一 花巻青果業協同組合理事長



## 大会表彰(中央会会長表彰)

### 優良組合(5組合)

岩手県管工事業協同組合連合会 会長 佐藤幸雄  
協同組合矢巾商業連盟 理事長 昆 碩司  
協同組合八幡平サービス店会 理事長 田村俊郎  
企業組合夢咲き茶屋 理事長 昆 裕子  
協同組合シー・エム・エフ 理事長 中村好雄

### 優良青年部(2青年部)

花巻海産物商業協同組合青年部 部長 千田郁夫  
水沢鋳物工業協同組合青年部 部長 前田俊一

### 組合功労者(役員の部)(31名)

森谷 清 岩手県米穀販売商業組合理事  
高橋照壽 岩手県米穀販売商業組合理事  
小島英亮 岩手県米穀販売商業組合理事  
田口純二 岩手県印刷工業組合専務理事  
市野川周一 花巻市大町商店街振興組合理事  
千葉正享 協同組合トラコム水沢理事  
今野継男 岩手県自動車整備商工組合理事  
阿部吉夫 岩手県自動車整備商工組合理事  
佐藤俊彦 山田町商業事業協同組合副理事長  
稲川善昭 山田町商業事業協同組合専務理事  
片方勇吉 北上市水道工事業協同組合理事  
高橋功治 北上市水道工事業協同組合監事  
千葉秋雄 岩手県室内装飾事業協同組合副理事長  
菅野嘉雄 岩手県電気工事業工業組合理事  
佐々木茂延 岩手県電気工事業工業組合理事  
鈴木伸孝 岩手県南建設業協同組合専務理事  
武田信義 岩手県再生資源商工組合理事  
熊谷治彦 大東町商業協同組合理事長  
近藤憲孝 二戸電気工事業協同組合理事長



山下保蔵 岩手県畳工業組合理事  
佐々木謙一 岩手県塗装工業組合理事  
田丸守男 釜石鮮魚出荷協同組合専務理事  
佐藤恒夫 水沢区下水道協同組合理事  
千田守和 水沢区下水道協同組合理事  
昆 裕子 企業組合夢咲き茶屋理事長  
鈴木身知子 企業組合夢咲き茶屋専務理事  
浪岡福次 協同組合二戸ポイントカード会顧問  
三浦 宏 盛岡工業団地協同組合副理事長  
遠藤邦則 岩手県鉄構工業協同組合理事  
細川正四郎 協同組合雫石サービス店会理事長  
鈴木道夫 岩手県金属工業協同組合監事

### 組合功労者(職員の部)(6名)

林 健司 岩手県電気工事業工業組合盛岡支部事務長  
梅木幹夫 岩手県総合建設業協同組合統括部長  
吉田茂明 岩手県火災共済協同組合係長  
兼平哲雄 岩手県火災共済協同組合係長  
渡辺 恵 岩手県火災共済協同組合係長  
上斗米高之 協同組合矢巾商業開発職員

## 農工商等連携促進法「基本方針」の概要について

国は、農工商等連携事業計画及びその事業計画の認定基準等を定めた「農工商等連携事業の促進に関する基本方針」を施行し、8月20日に告示した。これにより事業計画の申請が可能となった。事業者は申請した計画について国の認定を受けることで、補助金・低利融資・債務保証・減税措置等の各種支援策を活用することができる。以下に同基本方針の概要を紹介する。

### 【農工商等連携促進法「基本方針」の概要】

#### 農工商等連携事業の基本的方向

中小企業者と農林漁業者の連携を形成し、両者の有する多様な経営資源を有効活用し、新商品開発や生産・需要開拓、新役務の開発・提供を行う事業を支援し地域活性化を図る。

#### 農工商等連携事業の支援対象

対象となる中小企業者は、農林漁業以外の事業を行う中小企業者に限る。農林漁業を行う中小企業者と農林漁業者の連携事業(農農連携)は支援対象外。同様に(工工連携)(商工連携)(商商連携)も支援対象外。

#### 農工商等連携事業の計画期間

計画実施の期間は、原則5年以内。3～5年の期間であることが望ましい。事業開始時期、項目毎の着手時期、達成時期等は計画段階で可能な限り明確にすること。

#### 農工商等連携事業の認定基準

##### (1) 中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業であること

大企業が参加し販路開拓等で重要な役割を果たす場合、当該中小企業者・農林漁業者は支援対象。但し事業全体額の割合で、中小企業者・農林漁業者の占める割合が半数以下なら支援対象外。

##### (2) 両者の経営資源(技術・知識・ビジネスノウハウ等)を有効に活用するものであること

##### (3) 連携事業により新たな商品、サービスの開発、生産、需要の開拓等を行うこと

成果物となる商品・役務については、事業実施する中小企業者及び農林漁業者にとって、これまでにない新たな商品又は役務であることが必要。また、需要開拓の見込みを有していることが必要。

##### (4) 中小企業者及び農林漁業者の経営を向上させるものであること

事業計画の認定に当たっては、定量的な経営指標を判断基準とし、次の二つの指標を用いる。

#### 付加価値額

付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費の合計)又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、計画開始時点と比較して5年計画なら5年後までに5%以上の向上がなされること。同様に計画期間が3年なら3%以上、4年なら4%以上の向上がなされること。

#### 総売上高

事業者の総売上高が、計画開始時点と比較して、5年計画の場合5年後までに5%以上増加すること。同様に計画期間が3年なら3%以上、4年なら4%以上の向上がなされること。なお、事業者の総売上高の増加が、農工商等連携事業に係る新商品又は新役務の売上によって実現されること

#### 支援窓口・機関

全国316ヶ所の「地域力連携拠点」をはじめとする支援機関が窓口となる。

本会も「地域力連携拠点」の一つです。本会の行う地域連携拠点事業の概要については、本年ネクサス6月号(559)の主要記事(「地域力連携拠点事業」スタート!...中央会も支援拠点に)をご覧ください。また、本件に関するお問い合わせ・具体的な相談は、中央会統括指導センター又は市場開発部まで。

電話：019-624-1363

FAX：019-624-1266

E-mail：webmaster@ginga.or.jp

#### 今後のスケジュール

既に第一回の公募が終了しているので、今後の公募スケジュールについては本会にご相談下さい。

# 平成 21 年度 中小企業関係概算要求の概要

経済産業省より 8 月 27 日に発表された平成 21 年度の中小企業関係概算要求の概要について紹介する。

## 1. 平成 21 年度中小企業対策費

**平成 21 年度要求額 1,530 億円**(20 年度予算 1,304 億円)。226 億円(17.3%)の増額。

## 2. 重点項目 【数字は全て億単位。また()内は平成 20 年度予算額を示す】

### (1) 緊急課題

#### 原油・原材料高騰等への対応と資金繰り対策

地域経済の疲弊と原油・原材料価格高騰が追い打ちとなり、価格転嫁が困難な中小企業の収益を圧迫している現状から、地域中小企業が急激な環境変化にも円滑に対応することが可能となるよう、事業環境を整備。

中小企業金融対策【347(207)】 特別貸付制度、信用保証制度の充実、売掛債権の早期現金化支援  
下請取引の適正化の確保【8(6)】 下請代金支払遅延等防止法の厳格運用、下請かけこみ寺の活用

### (2) 着実に取り組むべき課題

#### 中小企業の経営力の向上支援

中小企業の事業再編に向けた取り組み、資金供給の円滑化、低炭素化を目指す中小企業への支援、事業承継税制の確実な制度化の実現に向けた統合的支援、団塊世代退職者の技術ノウハウ等の中小企業活用支援、外国人研修・技能実習制度の適正化等に向けた施策を整備する。

中小企業の事業再編の支援【47(45)】 中小企業再生支援協議会における専門家相談、税制措置拡充  
地域中小企業の人材確保育成【26(29)】 新現役チャレンジ支援事業、外国人研修技能実習制度適正化事業(新規)  
事業承継の円滑化【27(25)】 事業承継支援センターの整備、中小企業の事業承継税制の確実な制度化

#### 商店街・小規模企業への支援

低炭素社会、少子高齢化、安全・安心等の社会的課題に対応するため、商店街が地域コミュニティの担い手として役割を果たせるよう支援するとともに、地域力連携拠点に農協・地域金融機関等も含めた新しいネットワークの構築、経営情報のデータベース化やIT専門家派遣支援等の「つながり力」の整備。

低炭素化を目指す中小企業の支援【35(11)】 省エネルギー導入支援、国内CDM制度普及加速化支援  
地域コミュニティを担う商店街の応援【119(91)】 社会的課題、人材育成、情報共同化等に対応する取組支援  
小規模企業支援体制の整備強化【92(82)】 地域力連携拠点の支援体制構築等

#### 新分野に挑戦する中小企業支援

地域産品等による新商品開発・販売促進等、地域中小企業の新事業創出を強力に支援するとともに、海外市場への中小企業の販売促進・投資等の支援強化、モノづくり研究開発やエンジェル税制活用等による創業促進、マッチング支援等の施策を整備。

地域中小企業の技術開発・創業促進【139(7)】 エンジェル税制等の創業・新事業展開融資・税制の活用促進  
中小企業の海外市場開拓への支援【43(24)】 JETROのミッション派遣等支援、JAPANブランド戦略展開支援  
農商工連携・地域資源活用等による新事業促進【138(20)】 農商工連携、地域資源活用による新商品開発・販売促進支援(新規)、地域力連携拠点の連携強化及び専門家派遣等による販路開拓・全国商談会への支援(新規)、マーケティング等の専門家が中小企業者・農林漁業者の相談等に応じ、各種アドバイス等を実施(新規)

### 地域資源活用 農工商連携

### 商品企画&マーケティング相談会 開催

本会は8月25日～10月11日の間、県内10ヶ所において地域にある優れた地域資源(地域の農林水産品、職人の技、観光資源等)を活用した取組みや、一次産業の方と中小商工業の方が連携した取組みに対し、商品企画からマーケティング、販路拡大策などの支援を目的に標記相談会を開催した。

また、二戸・久慈・釜石・大船渡・宮古の県北・沿岸地区では「移動中央会」を併催。中小企業診断士を窓口専門家に、収益向上策・資金繰り・金融・事業再構築といった組合運営・企業経営上の相談に対応した。

本会では、「地域力連携拠点事業」の一環として、今後も商品企画・マーケティング・販路拡大策等を中心に組合・企業等からの経営相談を随時受け付けています(専門家派遣に係る相談料無料)。

まずは電話等でご相談ください。

【お問い合わせ先：本会 統括指導センター】



【相談会場風景】

### 夢ずっぱり 未来創造フェスタ 開催される

9月20日～21日に本会は、「夢ずっぱり未来創造フェスタ(創業・新産業創造セミナー)」を開催。2日間で約90名が参加した。

本セミナーは地域力連携拠点事業の一環として、創業・新事業創出を通じての雇用創出を目的に企画。講師に(株)アントレプレナーセンター代表取締役福島正伸氏、島根で「身近なペンキ屋」を創業した佐藤大典氏、兵庫で畜産農家を創業した田中一馬氏の3人の講師を迎え、ビジネスを支える夢と夢について講演及びパネルディスカッションを、2日目は、県内外から5名の発表者が自身の将来の事業への夢のプレゼンテーションの発表を行った。



【福島正伸氏の講演】



【講師を交えたパネルディスカッション】



【プレゼン発表の様子】



【創業個別相談を併催】

### 商工中金が株式会社化、新体制スタート

商工組合中央金庫は、昨年5月に成立した「株式会社商工組合中央金庫(新商工中金)法」のもと、10月1日に株式会社に移行した。

同日、盛岡支店ではオープニングセレモニーが開かれ、本会鈴木会長をはじめとする関係者によるテープカットが行われた。

株式会社化後も、引き続き中小企業組合及びその組合員等の金融円滑化を目的とする金融機関であることには変わりないが、今後概ね5～7年を目途として政府株式の全部が処分され、完全民営化することになる。



## いわて希望ファンド採択事業紹介

昨年 11 月に創設された「いわて希望ファンド」による地域活性化支援第 2 回採択案件が、8 月 20 日に開催された審査委員会で決定された。

本稿では、採択された 10 件のうち、本会が支援を行った 1 事業所、1 組合を紹介する。

<b>事業所名</b>	株式会社小山製麺
<b>事業実施テーマ</b>	「岩手県産原料を 100%使用した新商品の販路開拓」
<p>地産地消推進の観点から、当該企業においては、従前より、地域資源である岩手県産小麦を使用した商品開発を進めてきた。より一層の県産小麦の食味向上への取組から同じく地域資源である県産黒米粉、県産餅米粉をブレンドした「黒米うどん」、「餅米うどん」の開発に辿り着いた。これら新商品は、これまでにない食感の独創的商品となった。</p> <p>食の安全・安心が危ぶまれている中、岩手県産原料 100%のこだわり・高付加価値商品で県外販路の拡大に取り組む。</p> <p>本会では、新商品開発を切り口として、国・県や支援機関における各種公的支援事業の中より、当該企業が必要とする支援が可能な事業についてコーディネートを実施。販路開拓支援が可能な「いわて希望ファンド地域活性化支援事業」の活用を勧奨。併せて、応募申請書・事業計画書の作成について支援を行った。</p>	

<b>事業所名</b>	盛岡駅前商店街振興組合
<b>事業実施テーマ</b>	「『開運』をキーワードとした商店街ブランド構築事業」
<p>「お客様よし（顧客利益）」「世間よし（社会貢献）」「お店よし（商売繁盛）」すなわち「三方よし」という昔ながらの商売の原則を、商店街らしい言葉と行動に解釈・再構築するため、隣接する開運橋に因み「開運」をキーワードに各種事業を実施するものである。</p> <p>実施事業全てを共通キーワードで横串に刺すことにより、商店街イメージの定着・統一感・差別化を対外的（来街客）・体内的（商店街店舗）に図り、商店街と顧客との新たな関係を構築することがねらいとなる。</p> <p>具体的な取組み内容としては、「開運 100 円商店街」の実施、各個店の「開運商品・サービス」の開発、「開運箸（My 箸）」の開発、「開運エコ活動」の推進、IGR とのタイアップによる電車利用客へのサービス企画策定、キックオフイベント「開運祭り」の開催が中心。</p> <p>今回の企画立案・実行部隊は商店街青年部（盛岡駅前商業研究会）が中心となり、本会では企画会議のファシリテート及び事業計画書作成につき支援を行ったものである。</p>	

### いわて希望ファンドとは？

独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業応援ファンド事業を活用、株式会社北日本銀行の協力を得て、財団法人いわて産業振興センターに造成された基金である。

計画では、「いわて希望ファンド」運用益により、創業・企業や経営の革新を行おうとする中小企業者等に助成を行い、「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」、「産業成長戦略」、「県北・沿岸圏域における産業振興の基本方向」等の県の産業振興施策の実現を目指す。

## 三陸鉄道を地域資源ととらえた地域提案型観光ビジネス・モデル研究について

本事業は、中小企業基盤整備機構の補助金を活用し、三陸鉄道を核として地域提案型の観光ビジネスの可能性について研究を行ったもので、本会新事業企画室が中心となって進めた事業である。今回は当事業の概要について紹介する。

本事業のコア企業である三陸鉄道は、ご承知のとおり、全国初の第三セクター型の鉄道会社である。

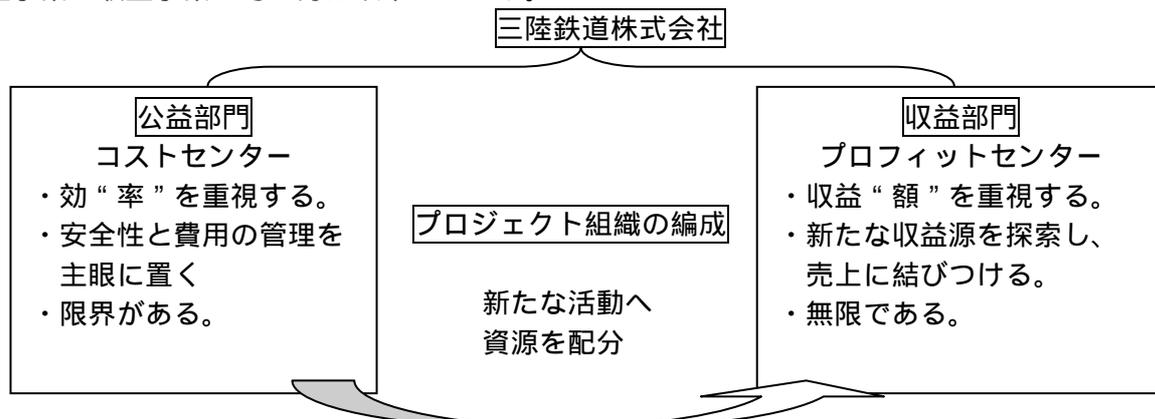
近年は「三鉄赤字せんべい」の商品ネーミングでもじられているとおり、14年連続で経常赤字の状況で、その損失を三陸鉄基金や沿線市町村からの損失補てんによって、運営を賄っている状況である。

特に現社長が就任してから、経常赤字脱却に向けた取り組み強化を図ることを目的に物産企画開発に取り組んでおり、本会に対し物販強化について支援要請を受けたことから、中小企業基盤整備機構の補助金に応募し、採択を受け支援を行った。

事業実施にあたっては、中小企業診断士の小野寺 毅 氏をコーディネータに依頼し、地域提案型観光ビジネス・モデル策定のための研究を行い、戦略策定とスキーム設定を行った。

三陸鉄道だけではないが、第三セクター企業の特有の問題点として、公益的な事業と収益的な事業とが混在しており、それぞれの収入と費用との関係における収益コンセプトとなる変動原価（変動費ではない）と貢献利益の捉え方に相違がある事を理解し、経営資源（人、もの、金、情報、ノウハウ）を区別し、新たな活動へ経営資源を再配分する必要がある。

公益事業と収益事業の考え方は以下のとおり。



従って、公的部門と収益部門を区別し、それぞれ管理運営方法の最適化を図った。

公益部門については、そもそも路線（営業拠点）が決まっており、そこから得られる収益には限界があり、外部環境の変化に対する対応にも制限があることから、コストセンターと位置づけ、コンプライアンスを最重視した上で、効率化を図り、全体のコストを下げるためのコスト管理など効率を重視した対応を図る。

一方で、収益部門については、路線などの営業拠点を越えた事業展開が可能であり、さらに地域内の製造業から小売業に至るまでの様々な企業と連携することにより、無限の収益基盤を築くことが可能であり、このプロフィットセンターとしての機能開発を主眼に本事業に取り組んだ。

特に三陸鉄道は、生産開発設備は持っていないことから、新たな収益源を確保するために地域資源とそれらを製品として開発できる機能を持った企業とアライアンスを形成することで、バリューチェーン（価値連鎖）を強化していくことが求められ、このバリューチェーン＝ビジネス・モデルのプランニングが本事業の研究テーマであり、地域内外の食品を中心とした製造メーカーと協議を重ね、共同商品開発 - 販売体制のビジネス・モデル化を図った。

本事業では、地域資源を活用した新製品、新サービスの開発等、新たな取り組みの創出・育成を図るための勉強会、研究会に対する補助金のため、実際の商品開発及び販売展開については、次のステージでの支援の枠組みとなっていることから、今後も三陸鉄道を中心とした地域の企業連携支援を行い、事業終了後のこの10月からビジネス・モデルの実現化を進める。

## 員外役員の責任限定契約について

前回到引き続き、組合法改正による員外役員の損害賠償責任の限定契約の仕方について紹介する。

### 1. 員外役員の責任限定契約とは？

組合法第 38 条の 2 第 4 項によれば、役員が任務懈怠等により組合に生じた損害を賠償する際、総組合員の同意がなければ免除できない、とある。しかし同条の 2 第 9 項では、損害賠償責任について「会社法第 427 条の規定を準用する。」とあり、また技術的読替(株式会社 組合など)を行うことが規定されている。この会社法第 427 条に員外役員の「責任限定契約」についての規定が存在し、組合法もこれを準用している。それによると、組合の員外役員は「善意でかつ重大な過失がない場合」等に限り、「事前に定款で定められた額」と「最低責任限度額」の「いずれか高い額」を限度とする「責任限定契約」の締結について定款に定めることができる。定款例第 36 条の 2(連合会は第 35 条の 2)に規定する員外役員の責任限度額(定款例では「責任限定契約に記載することができる額は 円」と記載している。責任限定契約書上の記載は下記契約書例の下線部のとおり。)の定め方は、「最低責任限度額」と調整して決めることになる。

### 2. 責任限定契約書の例

#### 責任限定契約書(例)

協同組合(以下「甲」という。)と、協同組合の員外理事(監事)である (以下「乙」という。)とは、会社法第 427 条第 1 項を準用する中小企業等協同組合法(以下、「法」と言う。)第 38 条の 2 第 9 項の規定に基づいて、乙の甲に対する損害賠償責任の限定について、以下のとおり合意する。

#### 第 1 条(責任限度額)

乙が甲の員外理事(監事)として、本契約締結後、その任務を怠ったことにより甲に損害を与えた場合において、乙がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金 万円又は法第 38 条の 2 第 5 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として甲に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、甲は乙を当然に免責するものとする。

#### 第 2 条(再任の場合の効力)

乙が甲の員外理事(監事)の任期満了時に再度甲の理事(監事)に選任され、就任した場合は、就任後の行為についても本契約はその効力を有するものとし、その後も同様とする。ただし、再任後新たに甲と乙の間で乙の責任を限定する旨の契約を締結する場合にはこの限りでない。

#### 第 3 条(責任限定契約の失効)

乙が、甲又は甲の出資会社の業務取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったときは、本契約は、その時より、将采に向かってその効力を失う。

#### 第 4 条(責任限定契約の開示)

甲は、法令の規定により必要があるときは、本契約の存在及び内容を第三者に開示することができる。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、記名捺印の上、甲乙各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲：岩手県 市  
協同組合  
代表理事 印

乙：岩手県 市  
印

## ～ 先進組合事例のご紹介～

全国中央会が、毎年共同事業等に先進的に取り組んでいる組合事例を収集し、発行している「先進組合事例抄録」から、毎月本誌面で全国の組合を紹介していきます。

## 岡山県ジャス製材事業協同組合

所在地	〒708-0011 岡山県津山市上田邑 2880			設立	昭和 46 年 5 月
出資金	5,600 千円	電話番号	0868-28-8531	F A X	0868-28-8531
地区	津山市、真庭市、美作市、久米郡、苫田郡	主な業種	製材業、木材流通業	組織形態	同業種同志型組合
組合員数	16 人	専従理事	なし	組合従業員	1 人
U R L	<a href="http://sv.hal.ne.jp/jas/">http://sv.hal.ne.jp/jas/</a>				

地域木材事業者が集結。技術の高度化と流通の効率化により JAS 法認定規格材の生産流通一貫体制の構築で高品質木材を提供。輸入材、他の国産材産地との競合に打ち勝つ。

## 背景と目的

岡山県北、美作地域は良質のスギ、ヒノキが産出する。しかし、産地においては低価格の輸入材の国内市場への浸透、他の国産材産地との競合などにより、売上げが低迷していた。また、美作材は良質でありながら、秋田や木曽のようなブランド性に一歩及ばない。

このような状況、課題を打破、克服するために、地域木材事業者は美作材の付加価値化を図り、ブランド化を推し進めることとユーザーの使い勝手の良い効率的な流通形態を作ることとを目的に、JAS 法に沿う高品質規格材を供給する生産と流通の一貫体制を組合事業と組合員出資の流通会社の一体化の形で構築することとなった。

## 事業・活動の内容

木材の生産流通の一貫体制は、原木の仕入れ、製材、乾燥加工、販売の流れをとる。当組合事業では、この流れを製材は組合員、委託乾燥加工は組合設備、原木仕入れと販売は流通会社が担当する効率的な体制の下で行うようにした。JAS 法の規格に沿う木材の高品質化は、木材の適正な乾燥と表面の加工が決め手になる。組合では乾燥加工設備を順次整備し、このニーズに応えていった。

組合員の多くは JAS 法認定資格工場であるが、この認定資格工場になっていない組合員もあり、そうした組合員は設備を持ち、認定資格工場になっている組合で乾燥加工し、JAS 法認定規格品として出荷するようにしている。

## 成果

産地では、低付加価値製品からの脱却が市場テーマであった。その課題を解決するには、個々の企業の努力だけではムリがある。産地では製材事業者、流通事業者が一致団結し、さらに林業事業者を巻き込み、生産流通の一貫体制という全国的にもあまり多くない JAS 法の規格に沿う高品質木材のしっかりした製販体制を築き上げた。それによって、個々の企業努力では果たせない効率的で専門化された木材の生産流通、高品質化が実現された。それが最大の成果である。

成功要因は、製材事業者が技術の高度化に熱意を持って取り組んできたこと、産地事業者が自らを取り巻く経営・市場環境をよく認識し、高付加価値戦略の有効性を理解し、積極的に行動したことである。

## 【会 員 動 向】

かまいし水産振興企業組合	チョウザメ魚肉加工で商品開発	8/5
	かまいし水産振興企業組合(三塚浩之理事長)では、本年度より、釜石ならではの食材であるチョウザメを原料にしたかまぼこ開発の取り組みを開始。2年後の商品化を目指す。	
北上地区タクシー業協同組合	遠距離通学タクシーで支援	8/21
	北上地区タクシー業協同組合(高橋竜一理事長)では、NPO 法人「グラス」と協力して、県立花巻養護学校に通う児童生徒の登校をジャンボタクシーで支援するサービスを開始した。	
岩手県菓子工業組合青年連合会	スイーツフェスタ開催	9/2
	岩手県菓子工業組合青年連合会(小沢仁会長)は、第10回全菓連青年部東北・北海道ブロック、第29回菓業青年会東北・北海道地区協議会岩手大会協賛事業として、「スイーツフェスタ」を開催。多くの来場者で賑わい、盛大に開催された。	
岩手県電気工事業工業組合	一関工業高校へ資材寄贈	9/4
	岩手県電気工事業工業組合(平野喜嗣理事長)は、創立60周年記念事業の一環で、電気工事技術者の育成を支援するため、電気科のある県内工業高校に教材を寄贈。9月4日には一関工業高校に電線やケーブルなどの実習収容材料を寄贈した。	
盛岡中央工業団地協同組合	盛岡中央工業団地まつり開催	9/6
	本年度で第17回を数える、盛岡中央工業団地まつり「生活創造祭」が開催された。本年も多くの家族連れで賑わい、盛大に開催された。	

## ~ 改正組合法 Q &amp; A ~

本欄では、組合法改正に伴い本会指導員がお問い合わせを受けた質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q, 中協法第36条の7第2項に、理事会議事録を電磁的記録で作成された場合「主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない」とありますが、どのようなことですか。

A, 本件は今改正と直接の関係は有りませんが、中協法施行規則の解釈に関連した相談でした。まず、中協法ではQ, の記述のとおり「主務省令で定める~とらなければならない」とありますので、主務省令(施行規則)を確認する必要があります。中協法施行規則第41条に「主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。」とあります。よって「電子署名」の措置をとらなければならない、ということがここで分かります。同条では更に、電子署名とは「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの」であること、かつ「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるもの」で、いずれにも該当するものとあります。この表現は会社法施行規則第225条2及び電子署名法第2条1項に記載の表現のとおりです。この規定の表現は「本人性」と「非改竄性」が保障される措置であれば良い、とっています。即ち、中協法及び施行規則でいう所の電子署名とは、所謂「特定認証業者が行う電子署名・電子認証制度」とは異なるものです。なお「商業登記上の電子署名」はこれに加えて「公開鍵暗号方式に基づく電子署名」と更に規定しています(商業登記規則第33条の4)。

なお、「公開鍵暗号方式」とは、送信者が「公開鍵」で暗号化し、受信者は「秘密鍵」で復号化(暗号解読し復元すること)する方式で、復元が問題なく行われれば間違いなく指定の鍵で暗号化されたことが証明され、つまりは本人が発信したものであることが証明されるという仕組みです。公開鍵暗号方式に基づく電子署名については、現在様々なソフト開発がなされていますので、インターネット等で調べてみては如何でしょうか。

## 外国人研修生受入事業の組合法の運用強化

中小企業庁は、7月14日に「外国人研修生受入事業に係る事務取扱要領」を策定した。関係行政機関に対し、団体監理方の受入機関による外国人研修・技能実習制度の適正な実施への協力要請を行った。

事務取扱要領では、所管行政庁が組合の外国人研修生受入事業に係る設立認可又は定款変更の認可の審査を行う際には、以下の事項等について指導を徹底することとしている。

### 定款に外国人研修生受入事業を明記すること

#### 外国人研修生受入事業以外の事業を少なくとも1年以上実施すること

外国人研修生受入事業の開始は、少なくとも1年以上外国人研修生受入事業以外の事業を実施してからとなるため、新規に設立する組合が外国人研修生受入事業を開始する場合には、設立後1年以上経過した後に定款、事業計画等の変更を行う。

外国人研修生受入事業以外の事業規模は、組合活動の実態が認められる程度必要。

#### 外国人研修生受入事業に係る規約を定めていること

外国人研修生受け入れ事業は組合監理の下で行われることから、組合と中小企業との間で外国人研修生受入事業に係る規約を定めることが重要になっている。このため、外国人研修生受入事業を行おうとする組合の定款変更の認可に当たっては、外国人研修生受入事業に係る規約を定めていることが確認される。

## 10月1日、日本政策金融公庫が発足

平成19年5月に公布された「株式会社日本政策金融公庫法」により、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等業務)は統合し、10月1日に株式会社日本政策金融公庫(以下、政策公庫)となった。

政策公庫は、株式会社のガバナンスの仕組みを活用し、透明性の高い効率的な事業運営を行いつつ、株式の全額政府出資が法律で定められていることから、公共性の高い政策金融を担うという組織の性格は従来どおりとなっている。

政策公庫発足に伴い、国民生活金融公庫盛岡支店、農林漁業金融公庫盛岡支店及び中小企業金融公庫盛岡支店は、日本政策金融公庫盛岡支店となる。以下に、政策公庫盛岡支店の組織・連絡先等を示す。

### 株式会社日本政策金融公庫盛岡支店業務機構(平成20年10月1日以降)

日本政策金融公庫盛岡支店

支店長

(農林水産事業統括を兼務の予定)

#### 【農林水産事業】

農林水産事業統括

(旧 農林漁業金融公庫 盛岡支店長)

住 所：盛岡市中央通二丁目2-5  
(住友生命盛岡ビル6階)

電話番号：019-653-5121

FAX 番号：019-654-5263

代表者 安藤 壽男

#### 【国民生活事業】

国民生活事業統括

(旧 国民生活金融公庫 盛岡支店長)

住 所：盛岡市菜園二丁目7-21

電話番号：019-623-4376

FAX 番号：019-625-5073

代表者 小川 剛

#### 【中小企業事業】

中小企業事業統括

(旧 中小企業金融公庫 盛岡支店長)

住 所：盛岡市盛岡駅西通二丁目9-1  
(マリオス15階)

電話番号：019-623-6125

FAX 番号：019-623-6577

代表者 佐藤 大志

3機関が統合するスペースを確保できないため、当面、別拠点での営業となります。

政策公庫盛岡支店の代表(支店長)は、農林水産事業統括が兼務を予定。

詳細につきましては、各事業へお問い合わせ下さい。

## 景況感は一段と厳しさを増す(平成20年8月)

### 全体の概要

8月は、原油高、天候不順、地震の風評被害が顕著に現れ、お中元・お盆商戦も前年を下回る。あらゆる仕入価格が上昇、コスト増分を価格転嫁できないままに、収益を圧迫し続けている。

また、売上は需要の冷え込みによる低下も加わり減少している。資金繰りの影響、倒産の情報も寄せられ、県内中小企業の景況は一段と厳しさを増している。

### 主な業界及び地域組合等の動向

#### パン製造業

この先主原料の値上がりは予想よりは低く抑えられそうだが、国産麦は40%程の値上げ。学校給食・市販とも県産麦に馴染んでいるのに苦慮している。

#### めん類製造業

売上高は増加したものの、原材料が高騰の折、収益は横ばい。

#### 漬物製造業

ガソリン高、天候不順等で盛り上がりの欠けるお中元商戦。また8月は、長雨、日照不足により原料の不足が予想される。

#### 菓子製造業

原材料、包装資材等は高止まったまま、盆期の需要も前年を下回る。地震の風評被害による観光客の落ち込みも土産品に影響。

#### 一般製材業

依然として、製材品の荷動き見られず。加えて、運転資金借入金利が上昇、厳しい経営環境。

#### 印刷業

印刷用紙、インキ等の値上げにより収益状況悪化。印刷料金に転嫁できないのが現状。

#### 砕石製造業

倒産、廃業、休止企業が出てきており、業界全体が疲弊している。

#### 各種商品卸売業

共同配送事業での物量が大幅に減少。

#### 家庭用機械器具小売業

北京オリンピック需要の効果で、売上は伸長。しかし、価格低下に伴い売上高は不変。

#### 酒・調味料小売業

中元商戦を期待したものの厳しい内容。

#### 野菜・果物小売業

お盆は完全に市場流通から消えた。この原因は、食生活の変化に尽きる。

#### 燃料小売業

仕入価格の高騰から、依然として高水準で推移。

#### 商店街(一関市)

仕入価格があらゆる分野で上昇。小売価格に転嫁できない状況で収益はいっそう厳しい。

#### 商店街(盛岡市)

ガソリン高の影響で、駐車場の利用割合落ちる。

#### 旅館業

原油高や物価高、低温による行楽控え、地震の風評被害。複合的な要因が重なり厳しい業況。

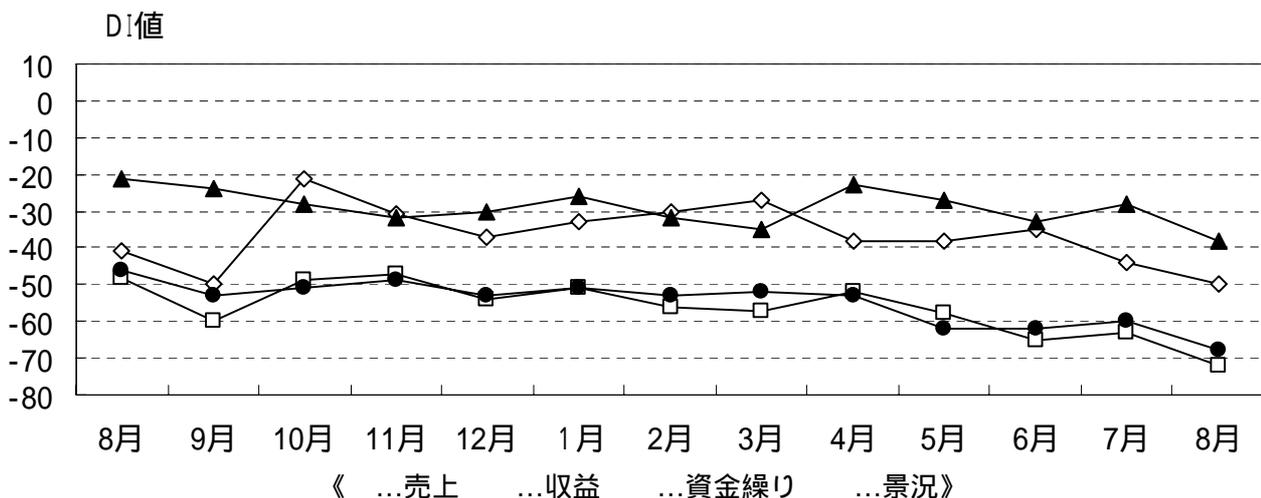
#### 板金工業業

原油高の影響で資材が値上がりしたが、受注単価を上げるのは大変厳しい状況。

#### 倉庫業

各メーカーの物流コスト削減対策の影響が、保管数量が対前年比減。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ(H19年8月~H20年8月)



## 労働契約セミナー及び個別相談会開催のご案内

このたび本会では、中小企業労働契約支援事業の一環として以下の内容で労働契約法 に関するセミナー及び個別相談会を開催しますので、皆さま、ご参加のほど宜しくお願いいたします。

組合員さんにも教えてください。

開催地	釜石会場	奥州会場
日時	平成20年10月24日(金) 午後1時00分～午後4時45分	平成20年11月13日(木) 午後1時00分～午後4時45分
会場	(財)釜石・大槌地域産業育成センター (住所：釜石市大字平田 3-75-1)	プラザイン水沢 (住所：奥州市水沢区佐倉河字後田 29)
内容 <small>(両会場共通)</small>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px; display: inline-block;"> <b>労働契約セミナー</b> </div> <div style="margin-left: 20px;">午後 1:00～午後 2:30</div> <p>平成20年3月1日施行された労働契約法の内容及び同法を踏まえた適切な契約事務のあり方など、労働契約に関するルールについて研修いただきます。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px; display: inline-block;"> <b>労働契約等個別相談会</b> </div> <div style="margin-left: 20px;">午後 2:45～午後 4:45</div> <p>労働契約法への対応、就業規則の設定・変更、懲戒・解雇をめぐるトラブルなどのご相談を個別にお受けします。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px; display: inline-block;"> <b>講師・相談アドバイザー</b> </div> <p>社会保険労務士・行政書士 横山 信英 氏(盛岡市在住)</p> <p style="text-align: center;">セミナーのみ、相談会のみ参加も可能です。</p>	
お申込みお問合せ	別途、御案内の文書に添付されている申込書により、お申込みください。 本会 労働契約支援事業担当までお問合せください。 TEL:019-624-1363 FAX:019-624-1266	

後日、盛岡においても同様にセミナー及び個別相談会を実施いたします。詳細が決まり次第別途ご案内いたします。また、出張相談にも対応できる場合がございますので、お気軽にお問合わせください。  
 本誌3月号、9月号に関連記事を掲載しています。

### 主要日誌 (9月1日～9月30日)

中央会主催事業	関係機関・団体主催行事への出席等
9/ 4 商品企画&マーケティング相談会(盛岡地区)	9/ 3 岩手県産官学連携連絡会
9/ 5 商品企画&マーケティング相談会・移動中央会(二戸地区)	岩手地方最低賃金審議会
9/ 6 商品企画&マーケティング相談会・移動中央会(久慈地区)	9/ 4 盛岡市勤労福祉関係施設指定管理者候補者審査会
9/18 下請ガイドライン説明会	信用保証協会商工団体等情報交換会
9/19 商品企画&マーケティング相談会・移動中央会(釜石地区)	9/ 5 住まエネフェスタ 2008
9/20 商品企画&マーケティング相談会・移動中央会(大船渡地区)	9/ 8 盛岡市指定管理者候補者選定審査会
9/20～21 夢ずっぱり未来創造フェスタ 2008	9/10 岩手県地域労使就職支援機構労使情報交換会
9/24 いわて eco&eco ものづくり推進セミナー(北上)	矢巾商工会経済交流会
9/25 いわて eco&eco ものづくり推進セミナー(釜石)	9/11 健康保険事業に関する第4回懇談会
9/26 第34回岩手県中小企業団体岩手県大会	岩手地方最低賃金審議会
下請ガイドライン説明会	岩手県中小企業家同友会青年中央会経営者全国交流会
	9/17 地域力連携拠点連絡会議
	9/29 盛岡市新事業創出支援センター運営委員会